

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げに関する意見書の提出について

令和4年5月6日受理

令和3年のいわゆる義務教育標準法の改正により、公立小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、公立小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制の標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、萩生田前文部科学大臣も、改正義務教育標準法に係る国会答弁の中で、30人学級や中学校における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にあります。

つきましては、令和5年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
- 2 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

所得税法第56条の廃止に関する意見書の提出について

令和4年5月20日受理

働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは、当然の権利です。しかし、所得税法第56条は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」（条文趣旨）と規定しており、家族従業員の働き分を必要経費として認めていません。これにより、家族の働き分は、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が1人につき同50万円を控除されるにとどまり、社会的・経済的自立を妨げていることで後継者不足に拍車をかけています。家族を家長の所有物のように扱った、戦前の家父長制の考えを引き継ぐような税制を、これ以上続けることは許されません。

その一方で、所得税法第57条において、青色申告の場合は家族の従業者への給与を経費にできる旨を規定していますが、どちらも働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告方法の違いによって納税者を差別しているのが実情です。青色申告は、税務署長が条件つきで一部経費を認めるなど、申告者に様々な優遇措置を講ずる制度である一方、幾つもの義務を課されます。こうした認定がなければ個人事業者は、家族の働き分が認められないという税制には、そもそも道理がありません。

現在、550を超える地方議会が所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出しています。また、男女平等を求める国内外の団体と共同で、国連女性差別撤廃委員会が所得税法の見直しを日本政府に勧告したほか、日本弁護士連合会や税理士団体からも意見書が出されるなど、運動が前進しています。

つきましては、所得税法第56条を廃止することについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和4年5月24日受理

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症や、近年多発している大規模災害への対応にも迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、くださるよう陳情いたします。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象とした国税から地方税への税源移譲など、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続き行う新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保や、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化の

ため、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業や地域経済の活性化までも踏まえ、十分な財源措置を図ること。

- 5 コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方公共団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 6 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
- 8 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。

国立病院の機能強化に関する意見書の提出について

令和4年5月26日受理

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日本の感染症対策のみならず医療体制そのものの脆弱さが浮き彫りとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れは、その他疾病患者の受診・入院を激減させるなど、病院経営の圧迫につながることから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになりました。このように、病院経営等を考えると、新興感染症の患者受入れは公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状です。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全国にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究に関わる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など、採算の取れないセーフティーネット医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要であると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等の医療機器やそれらを取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできませんでした。さらに、現場では、マスクや個人防護服などの必要物品の不足や大幅な人員不足により、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が不足し、国民の命が救えない状況になることがないように、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

つきましては、国の責任において、国立病院の機能強化を図り、日本国憲法第25条で規定している国民の生存権を保障するとともに、社会的使命を果たすよう、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること。
- 2 大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
- 3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
- 4 国立病院の機能強化を図るために、医師及び看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

陳情第67号

地球温暖化防止に向けた日本におけるパリ協定の着実な遵守及び 温室効果ガス排出実質ゼロへの取組に関する決議について

令和4年5月30日受理

本任意団体森びとプロジェクトは、地球温暖化による異常気象が凶暴化し、人間の暮らしと命が脅かされていることに対して、強い危機感を持ち、少しでも歯止めをかけたいと願い、17年前から、栃木県足尾銅山跡地を拠点として、岩手県八幡平市、福島県南相馬市などで植林活動に取り組んできました。しかし、残念ながら気候変動による世界各地における人々の暮らしや生態系への脅威は、ますます強まっています。

地球温暖化の最大の原因は、私たちが大気中に排出している温室効果ガスとされています。その量は、地球全体の森林などの生態系が吸収できる二酸化炭素の量の倍以上とされています。今すぐ、深刻化する地球温暖化の防止対策を実行し、地球温暖化を食い止めなければ、今世紀末には人間と全ての生物の命を危機にさらすこととなります。

よって、地球温暖化防止への取組を緊急に行うべきです。

つきましては、秋田市議会として、地球温暖化防止に向けた日本におけるパリ協定の着実な遵守及び2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロへの取組に関する決議をしてくださるよう陳情します。

地球温暖化防止への取組について

令和4年5月30日受理

本任意団体森びとプロジェクトは、地球温暖化による異常気象が凶暴化し、人間の暮らしと命が脅かされていることに対して、強い危機感を持ち、少しでも歯止めをかけたいと願い、17年前から、栃木県足尾銅山跡地を拠点として、岩手県八幡平市、福島県南相馬市などで植林活動に取り組んできました。しかし、残念ながら気候変動による世界各地における人々の暮らしや生態系への脅威は、ますます強まっています。

地球温暖化の最大の原因は、私たちが大気中に排出している温室効果ガスとされています。その量は、地球全体の森林などの生態系が吸収できる二酸化炭素の量の倍以上とされています。今すぐ、深刻化する地球温暖化の防止対策を実行し、地球温暖化を食い止めなければ、今世紀末には人間と全ての生物の命を危機にさらすこととなります。

つきましては、下記事項について、地球温暖化防止への取組を緊急に行うよう陳情いたします。

記

- 1 二酸化炭素排出削減の技術開発と合わせ、二酸化炭素を吸収する森林再生などの緑化活動はますますその重要度を増しているため、各地区で市民との意見交換会を実施し、市有地に、住民活力、民間活力等を有効に活用した年2回の植樹祭を進めること。
- 2 次世代を担う子供たちに、森・里・川・湖に触れ、人の命は大地と海の恵みで育まれていることを学ぶ体験型の機会をつくることは重要であるため、自然保護活動への参加、地域の森での植樹などにより、子供たちと地域とが触れ合い、環境保護の大切さを学ぶ機会を増やしていくこと。

重要土地利用規制法の廃止に関する意見書の提出について

令和4年5月30日受理

令和3年6月、通常国会で成立した重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地利用規制法は、令和4年9月の施行に向けて政府・内閣において作業が進められ、その基本方針は令和4年6月には閣議決定される予定になっています。

国会での質疑で浮き彫りになったのは、安全保障に寄与することを理由に、米軍・自衛隊基地などの周辺住民を日常から調査・監視し、基地などの機能を阻害するおそれがあるとみなせば、その土地・建物の利用の中止を求め、命令に応じなければ2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金を科すという法律であることでした。

この法律の重大な問題は、どこで、誰を、どのように調査・規制するのかという核心部分を全て政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどのような基準で指定するのか、「重要施設」や「国境離島等の離島機能を阻害する行為」、また、それらの「明らかなおそれ」をどのように判断するのか、住民にどのような調査や規制を行うのかなど、具体的なことは法律に全く明記されておらず、政府の裁量任せになっています。刑罰の威嚇の下で、基準のない調査や規制は、個人の尊厳を脅かすものとなります。思想・良心・表現の自由、プライバシー権、財産権などの人格を侵害するものにほかなりません。

つきましては、日本国憲法に定められた国民の基本的人権の侵害や不当な制約をし、平和的生存権をじゅうりんする重要土地利用規制法を直ちに廃止することについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情します。